

○令和6年度「岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）」県教育委員会の取組状況について

1 学校の取組支援

大項目	具体的取組	対象校種		概要（プラン記載内容）	令和6年度取組状況（実績）
		県立	小中		
（1） 先進的 取組の 普及	① 働き方改革事例集の作成	○	○	県立学校・市町村立学校における働き方改革の先進的取組事例をとりまとめ、または国等の他団体で作成した事例集等を周知し、学校間で共有することにより、全県の学校への取組の波及を図っていきます。	【教職員課給与制度担当】 ・ 国や県教育委員会が作成した「働き方改革事例集」について教育事務所や市町村教育委員会における各種研修会等で周知に努めるとともに、最新の取組事例についてもメルマガにより紹介しています。
	② 学校給食費の公会計化の推進		○	学校給食費の公会計化に係る県内の取組状況や事例を各市町村教育委員会に情報提供するなど公会計化に向けた環境整備を支援します。	【保健体育課】 ・ 先進事例を情報提供する等、市町村の環境整備を支援しています。 （公会計を実施する市町村：32市町村（全額無償11市町村含む））
	③ 先進事例のメルマガ配信	○	○	県教育委員会の取組のほか、他の都道府県等における取組事例や、事例集における各事例等について、個別にわかりやすく順次紹介していくメルマガを配信することで、先進的取組の周知・普及を図ります。	【教職員課給与制度担当】 ・ メルマガ配信実績（R7.1時点） 「実践！わたしたちの働き方改革 Vol 35～40」 （6回配信）

<p>(2) 地域・保護者の理解醸成 拡充</p>	<p>○ ○</p>	<p>・地域・保護者に対し、学校における働き方改革の趣旨についての理解醸成を図るため、リーフレット等の学校での配架、ホームページ等での広報、PTA会合での出前説明を行うなど、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めます。</p> <p>・学校と警察の連携による「岩手っ子健全育成サポート制度」協定書を締結し、児童生徒の問題行動・犯罪被害防止に係る相互連携を図っています。</p> <p><本プランにおける発展></p> <p>学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進し、幅広い地域住民等の参画による多様な教育活動の充実に取り組むとともに、学校と地域をつなぐコーディネーター人材の配置を支援します。</p>	<p>【教職員課給与制度担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校業務の見直しや保護者・地域住民との適切な役割分担について、岩手県PTA連合会主催の「岩手県PTAリーダー研修会」（令和6年7月6日開催）での説明や、岩手県高等学校PTA連合会会報誌「ポローニア（第53号）」における記事掲載を通じて、保護者や地域住民の方々に教職員の置かれている勤務実態や、働き方改革の趣旨について理解いただき、地域及び保護者の理解醸成に努めています。 <p>【学校教育室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 例年、高等学校生徒指導連絡協議会（県立学校の生徒指導主事悉皆の会議）にて周知し、学校と警察の連携促進に努めています。 <p>【生涯学習文化財課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の活用による学校支援活動を促進しています。（23市町村が活用） 放課後子供教室における指導者の配置を支援しています。
<p>(3) 関係団体・地域との連携</p>	<p>○ ○</p>	<p>部活動関係団体、PTA、同窓会等の関係団体に対し、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、適切な役割分担を進める観点から、当該団体に係る業務の負担軽減などについて要請を行いながら、学校の働き方改革の実現に向けて当該団体と連携していきます。</p>	<p>【教職員課給与制度担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県PTA連合会主催の「岩手県PTAリーダー研修会」（令和6年7月6日開催）においてプランの内容の説明時間を設けていただいたほか、岩手県高等学校PTA連合会会報誌「ポローニア（第53号）」にプランの内容を掲載いただき、地域及び保護者の理解醸成に努めています。

2 環境整備

大項目	具体的取組	対象校種		概要（プラン記載内容）	令和6年度取組状況（実績）
		県立	小中		
(1) チームとしての学校の推進	① 少人数学級の拡充		○	<p>本県では、平成30年度に少人数指導との選択制により、少人数学級（35人学級）を小学校5年生へ拡充、さらに、令和元年度に小学校6年生に拡充したことにより、小中学校の全学年で少人数学級を実施しています。</p> <p>引き続き、本プラン期間においても、小中学校の全学年での少人数学級を実施していきます。</p>	<p>【教職員課小中学校人事担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 35人学級を小中学校の全学年で実施しています。
	② 小学校専科指導の充実		○	<p>教員の持ちコマ数を軽減し、教員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するため、専科指導のための教員配置を拡充します。</p>	<p>【教職員課小中学校人事担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専科指導のための教員配置（168校（兼務校を含む）・117人）
	③ 産育休前補充の拡充 新規		○	<p>産育休を予定する教職員について調査した上で、安心して産育休を取得でき、また業務の円滑な引き継ぎを行うことが可能となるように、産前休暇に入る前に補充者を配置します。</p>	<p>【教職員課小中学校人事担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産前休暇前の補充者の配置（小中学校28人、特別支援学校小中学部2人）
	④ 教職員をサポートする専門スタッフの配置	○	○	<p>教職員が、児童生徒への指導や教材研究に注力できる環境を構築するため、引き続き、教職員の事務作業の補助や、児童生徒に対する個別的できめ細やかな対応を行う専門スタッフを配置します。</p>	

スクールカウンセラー		学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として配置される、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する職員	【学校教育室】 <ul style="list-style-type: none"> ・ エリア型カウンセラー14名を各教育事務所等に配置 ・ 配置型スクールカウンセラー52名を学校等に配置 ・ 計66名のカウンセラーで県内全ての公立学校の相談に対応できる体制を整備
スクールソーシャルワーカー		教育相談体制の充実を図ることを目的として配置される、社会福祉の専門的な知識・技術を有する職員	【学校教育室】 <ul style="list-style-type: none"> ・ エリア型スクールソーシャルワーカー1名を各教育事務所に配置(計6名) ・ 訪問型スクールソーシャルワーカー1～4名を各教育事務所等に配置(計12名) ・ 合計18名のスクールソーシャルワーカーで県内全ての市町村立の小中学校の相談に対応できる体制を整備各教育事務所に配置
すこやかサポート職員・ 学校生活サポート職員		児童生徒の学力向上や生徒指導の充実を目的とした教育活動の一環として、退職教職員や教員免許の保有者等の多様な人材から成る職員	【教職員課小中学校担当】 <ul style="list-style-type: none"> ○すこやかサポート職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30人超え学級を有する学校に配置(30校・30人) ○学校生活サポート職員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校、いじめ・暴力行為に関し課題を有する中学校に配置(30校・30人)
かがやきプラン推進事業支援員		障がい等によって特別な支援を必要とする生徒への個別的な対応を行うため、学校に配置される職員	【学校教育室】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等学校に配置(32校・34人)
教員業務等支援員・スクールサポートスタッフ		教職員の業務支援を図り、教職員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、教職員の事務の補助を行う職員	【教職員課組織人事担当】 <ul style="list-style-type: none"> ○教員業務等支援員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校に配置(32校・32人) ○スクールサポートスタッフ <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村立学校・特別支援学校に配置(45校・45人)

	<p>⑤ 法務相談体制の整備 新規</p>	○ ○	<p>学校の諸課題の速やかな解決と教職員の負担軽減が図られるよう、スクールロイヤーによる法務相談体制を整備します。</p>	<p>【サービス管理監】</p> <p>○スクールロイヤー</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校及び市町村立学校を対象に法律相談窓口を設置しています。（令和6年4月から12月までは1名、令和7年1月からは2名の弁護士が相談対応） 令和7年1月までの相談実績 12件（小中学校4件、県立学校5件、事務局3件）
	<p>⑥ 事務の共同処理の推進</p>	○	<p>行政事務の専門性を強化し、教育活動へのきめ細やかな支援を行うことを目的に実施している給与・旅費等の事務の共同実施を引き続き実施し、事務職員の負担を軽減するとともに、事務処理の適正化や、学校間の連携強化等を図ります。</p>	<p>【教職員課組織人事担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての市町村で共同実施を実施しています。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき設置された「共同学校事務室」は14市町で実施）
	<p>⑦ 登下校に関する関係機関・地域との連携強化</p>	○	<p>地域住民、保護者等による登下校時の見守り等が広く行われることにより、学校及び教職員と地域との適切な役割分担が一層推進されるよう、スクールガード・リーダーの配置等を支援します。</p>	<p>【保健体育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業により、スクールガード・リーダーの配置や学校安全ボランティアによる見守り活動を支援しています。（スクールガード・リーダーの配置 16市町村31名）

(2) 制度等 改善	① 統合型校務支援システムの整備等 拡充	○ ○	<p>・市町村立小中学校における教育の質の向上及び教職員の業務の軽減・効率化を図るため、県と県内全市町村とで組織する「岩手県学校教育ICT推進協議会」において検討を進めてきた、県内統一の統合型校務支援システムについて、令和6年度から順次導入を進めます。</p> <p><本プランにおける発展></p> <p>・令和6年度から順次導入を進める県内統一の校務支援システムについては、システムを使用する教職員からの問い合わせ等に対応できるよう、運用委託事業者によるヘルプデスク体制も用意し、円滑な導入を進めていきます。</p> <p>・県立高校における生徒情報等の各システムへの入力作業に係る負担の軽減を図る観点から、生徒情報や調査書等の情報について、令和6年度から順次導入予定となっている中学校の県内統一統合型校務支援システムから、県立高校の入試事務運用処理システム及び校務支援システムにデータを受け渡す仕組みについて検討を進めます。</p>	<p>【教育企画室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内統一の統合型校務支援システムは令和6年度11市町村で運用開始しています。（令和8年度から全県統一運用予定） ・「岩手県学校教育DX・学力育成協議会」を3回開催しています。 ・「統合型校務支援システム検討WG」を5回開催しています。 ・「学校教育DX推進WG」を6回開催しています。 								
	② 年間総授業時数の点検	○	<p>「公立小・中・義務教育学校における教育課程の編成・実施状況調査」を実施し、年間総授業時数の状況を把握した上で、標準授業時数を大幅に上回る教育課程を編成している学校については、当該学校を所管する教育委員会を通じて、教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言を行います。</p>	<p>【学校教育室】</p> <p>○ 公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査（文部科学省による悉皆調査）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準授業時数（1015時間）を大幅に上回る1086時間以上で編成した学校の割合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>R6計画時数</th> <th>県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校5学年</td> <td>0%</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>中学校2学年</td> <td>1.4%</td> <td>15.2%</td> </tr> </tbody> </table>	R6計画時数	県	全国	小学校5学年	0%	17.7%	中学校2学年	1.4%
R6計画時数	県	全国										
小学校5学年	0%	17.7%										
中学校2学年	1.4%	15.2%										

	③ 各種の学習状況調査の改善	○	令和3年度以降の県学習定着度状況調査について、国語、算数・数学等の2教科に精選して実施し、教員の採点・入力等の負担軽減、結果のフィードバックまでの時間短縮を図ることにより、各学校が調査結果の分析・活用に注力できるよう取り組みます。	【学校教育室】 ○ 県学習定着度状況調査（10/2実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小5（国・算）、中2（数・英）、質問調査のうち、学校質問調査についてはオンラインによる回答 ○ 結果分析資料の早期フィードバック <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科調査結果と児童生徒質問調査結果のクロス集計を12/26に発出 																				
	④ 多忙化解消の視点を持った研究指定の実施	○	小中学校における教育の充実改善を目的に実施している、教育課程や学習指導方法等に係る研究について、県教育委員会による指定の重点化・精選を進めるとともに、各学校において、発表資料の簡素化、研究紀要の作成合理化、礼状の省略等の取組を進めるよう、働きかけを行います。	【学校教育室】 国、県、市町村指定校の総数の変遷 <table border="1" data-bbox="1429 638 2098 821"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>121校</td> <td>33校</td> <td>38校</td> <td>33校</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>80校</td> <td>20校</td> <td>26校</td> <td>20校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>201校</td> <td>53校</td> <td>64校</td> <td>53校</td> </tr> </tbody> </table>		H20年度	R4年度	R5年度	R6年度	小学校	121校	33校	38校	33校	中学校	80校	20校	26校	20校	計	201校	53校	64校	53校
	H20年度	R4年度	R5年度	R6年度																				
小学校	121校	33校	38校	33校																				
中学校	80校	20校	26校	20校																				
計	201校	53校	64校	53校																				
	⑤ 研修体系の見直し	○ ○	基本研修の研修体系について、研修者の受講に伴う負担を軽減するため、各実施機関が実施する研修内容の整理・精選や組み換え等、不断の見直しを実施していきます。	【教職員課給与制度担当】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年6月に「県教育委員会事務局が主催する会議・研修に係る見直しの着眼点」を作成し、会議・研修等の削減や合理化を実施しています。 <div data-bbox="1451 1077 2098 1404" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(参考) 会議等に係る見直しの着眼点 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料共有だけになっている、類似する内容のものが他に行われている会議等は原則廃止 ・ 廃止できない場合は、開催方法のIT化（オンライン開催、動画配信等）、回数や参集範囲の見直し、効率化（会議資料の事前配布等）を図ること。 </div>																				

	<p>⑥ 県教育委員会が実施する会議・調査等の削減 拡充</p>	<p>○ ○</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として実施した各種業務の見直しも踏まえながら、学校を対象とする研修・会議・照会・調査等の削減・合理化を検討します。</p> <p><本プランにおける発展></p> <p>県教育委員会事務局が主体となって実施する各種業務について、県立学校・市町村立学校の視点から削減できる業務等がないかどうか、県立学校及び市町村教育委員会から意見を徴することにより事務局内部での業務等の削減に係る検討を進めます。</p>	<p>【教職員課給与制度担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校及び市町村教育委員会に対して、県教育委員会が行う業務の削減に関する意見照会を実施し、意見を踏まえた業務の見直しを図っています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 会議等の削減・合理化の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議等の廃止 (R6 実績: 会議 5 件 (県立学校事務長会議ほか)、調査 2 件 (中学一年生英語確認調査ほか)) 参集形式の研修をオンライン開催やオンデマンド配信により開催 (例: 学校技術員等研修会をオンデマンド配信) 類似する内容の研修・会議を統合して開催 (例: 授業実践研修会と授業実践セミナーを統合) </div>
	<p>⑦ 県立学校における ICT 環境整備</p>	<p>○</p>	<p>G I G A スクール構想により整備した ICT 機器の計画的な更新や、高速大容量通信に対応したネットワーク環境の充実を図るとともに、総合教育センターにおける教員向け ICT 研修の充実等により、教員の ICT 機器等の効果的な活用を支援します。</p>	<p>【教育企画室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度新入生から、個人のスマートフォン以外の端末を持ち込み授業で利用する B Y O D が本格実施となり、貸出用の端末の学校間調整を行い、全県立高校でパソコン・タブレットによる 1 人 1 台環境を実現しています。 G I G A スクール運営支援センター及び学校 D X 支援リーダーによる学校訪問研修を充実させて実施しています。 総合教育センターでの ICT 活用研修を 69 講座実施しています。

(3) 部活動 の適正 な運営	① 部活動指導員の配置	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動を担当する教員の負担軽減及び部活動の質的な向上を図るため、中学校及び高等学校への部活動指導員の配置を継続します。 ・学校等における大会等の引率業務の負担を軽減するため、部活動指導員が引率可能であることを周知します。 	<p>【保健体育課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>56校</td> <td>70校</td> <td>68校</td> <td>72校</td> <td>71校</td> </tr> <tr> <td>立学校</td> <td>85人</td> <td>106人</td> <td>108人</td> <td>139人</td> <td>132人</td> </tr> <tr> <td>県立 学校</td> <td>40校 62人</td> <td>41校 78人</td> <td>45校 92人</td> <td>47校 102人</td> <td>46校 105人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) R6.12月時点</p>		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (※)	市町村	56校	70校	68校	72校	71校	立学校	85人	106人	108人	139人	132人	県立 学校	40校 62人	41校 78人	45校 92人	47校 102人	46校 105人
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (※)																							
	市町村	56校	70校	68校	72校	71校																							
立学校	85人	106人	108人	139人	132人																								
県立 学校	40校 62人	41校 78人	45校 92人	47校 102人	46校 105人																								
② 適切な部活動休養日及び活動時間の徹底	○	○	<p>「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、県立学校に対し、適切な部活動休養日及び活動時間の徹底を図ります。</p> <p>また、市町村教育委員会に対しては、市町村の方針に基づく適切な部活動休養日や活動時間の遵守を促します。</p>	<p>【保健体育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校、市町村教育委員会に対して、方針の周知と共通理解を徹底しています。 <p>(県教委と市町村教育委員会との意見交換会、県立学校長会議)</p>																									
③ 公立中学校における部活動の段階的な地域クラブ活動への移行 新規	○	○	<p>国で推進する部活動改革に対応し、休日の部活動の段階的な地域移行の実践研究を実施します。</p>	<p>【保健体育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施しています。 <p>(6市町村(盛岡市、宮古市、大船渡市、矢巾町、西和賀町、一戸町)が採択、うち3市町(宮古市、矢巾町、一戸町)について教育委員会が主体となり事業を推進)</p>																									

<p>(4) 勤務時間の適正管理</p>	<p>① タイムカード等による客観的な勤務時間把握 拡充</p>	<p>○</p>	<p>・管理職員は、タイムカード等により把握した客観的な勤務時間をもとに、各教職員が置かれている業務負担の状況を把握・分析し、教職員間の業務平準化、業務のスクラップアンドビルド等の時間外在校等時間の縮減に向けた取組や、医師の保健指導等による心身不調の未然防止に向けた取組など、適切なマネジメントを実施します。</p> <p>・タイムカード等により把握することが困難な週休日等の部活動指導従事時間は、教員の長時間勤務の主な要因となっていることから、部活動指導手当の申請書や活動記録等により管理職員が適正に把握します。</p> <p><本プランにおける発展></p> <p>市町村教育委員会に対しても、適切に客観的な勤務時間を把握し、把握したデータを効果的に活用するよう働きかけを行います。</p>	<p>【教職員課給与制度担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県立学校において、タイムカードによる客観的な勤務時間把握を継続しており、時間外在校等時間を集計し、長時間勤務の要因分析等に活用しています。 ・ 県内全市町村教育委員会でも、タイムカード等による客観的な勤務時間把握を行っています。 ・ 市町村教育委員会に対しては、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和6年11月26日付け教企第598号）により、在校等時間の客観的な把握、現状の公表及びPDCAサイクルの構築等に向けて取り組むよう通知しています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（参考）R6 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果（文部科学省）</p> <p>問 所管する学校の在校等時間を公表しているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">取組内容</th> <th style="width: 50%;">本県割合（全国平均）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①学校ごとに公表</td> <td>2.9%（2.8%）</td> </tr> <tr> <td>②全体の状況を公表</td> <td>8.8%（22.7%）</td> </tr> <tr> <td>③公表していない</td> <td>88.2%（74.5%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>問 所管する学校の教師の在校等時間の縮減に向けた取組を公表しているか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">取組内容</th> <th style="width: 50%;">本県割合（全国平均）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①学校ごとに公表</td> <td>5.9%（4.4%）</td> </tr> <tr> <td>②全体の状況を公表</td> <td>14.7%（22.4%）</td> </tr> <tr> <td>③公表していない</td> <td>79.4%（73.2%）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	取組内容	本県割合（全国平均）	①学校ごとに公表	2.9%（2.8%）	②全体の状況を公表	8.8% （22.7%）	③公表していない	88.2%（74.5%）	取組内容	本県割合（全国平均）	①学校ごとに公表	5.9%（4.4%）	②全体の状況を公表	14.7% （22.4%）	③公表していない	79.4%（73.2%）
取組内容	本県割合（全国平均）																			
①学校ごとに公表	2.9%（2.8%）																			
②全体の状況を公表	8.8% （22.7%）																			
③公表していない	88.2%（74.5%）																			
取組内容	本県割合（全国平均）																			
①学校ごとに公表	5.9%（4.4%）																			
②全体の状況を公表	14.7% （22.4%）																			
③公表していない	79.4%（73.2%）																			

	② 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定	○	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と休みのメリハリを設けることで教職員の疲労や心理的負担の軽減を図るため、夏季・年末年始に、緊急時の連絡体制を構築しつつ、学校閉庁日の設定を実施します。 ・時間外在校等時間の縮減に効果的な取組であることに鑑み、令和3年度から学校閉庁日の設定を推奨する期間や、基準日数（推奨期間において閉庁日を設定する最低限の日数）を拡大しています。 ・また、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。 	<p>【教職員課給与制度担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校閉庁日の設定を推奨する期間において、夏季は少なくとも4日程度、年末年始等は少なくとも6日程度を学校閉庁日とする旨通知を发出していること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>推奨期間</th> <th>基準日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>山の日（8/11）～8/20</td> <td>4日程度</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>12/24～成人の日</td> <td>6日程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>（R6年度年末年始における県立学校の学校閉庁日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全ての県立学校（分教室等含む）「6日」以上 ② ①のうち「7日」設定している学校 <u>15校</u> ③ ①のうち「8日」設定している学校 <u>2校</u> ④ ①のうち「9日」設定している学校 <u>30校</u> <ul style="list-style-type: none"> ・また県内全市町村教育委員会において学校閉庁日を設定しています。 	時期	推奨期間	基準日数	夏季	山の日（8/11）～8/20	4日程度	年末年始	12/24～成人の日	6日程度
	時期	推奨期間	基準日数										
夏季	山の日（8/11）～8/20	4日程度											
年末年始	12/24～成人の日	6日程度											
③ 留守番電話等による時間外対応の推進	○	留守番電話を全県立学校に導入したことを踏まえ、その効果を紹介する等、市町村立学校においても同様の取組を行うよう働きかけを行います。	<p>【学校教育室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度までに、全県立高等学校に導入しています。 ・市町村向けの研修会等において県の取組内容を周知しています。 										
(5) 教職員のハラスメント対策	① マニュアル等を活用した職場研修の実施	○	○	<p>「岩手県教職員コンプライアンス・マニュアル」（平成18年3月策定。平成28年12月最終改訂）に基づき、各職場において研修を実施しています。</p>	<p>【服務管理監】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局、県立学校及び市町村立学校において上期（4月～9月）、下期（10月～翌年3月）にコンプライアンス推進員等が中心となり、原則、全職員参加のもとで研修を実施しています。 								
	② ハラスメントに関する相談・苦情窓口の設置	○	○	<p>毎年度ハラスメントに関する相談・苦情窓口を設置し、相談員による受付対応を実施しています。</p>	<p>【服務管理監】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局、県立学校及び市町村立学校を対象に相談・苦情窓口を設置しています。（相談員7名） 								

3 健康確保

大項目	具体的取組	対象校種		概要（プラン記載内容）	令和6年度取組状況
		県立	小中		
(1) 労働安全衛生体制の確立及び効果的活用	① 小中学校労働安全衛生管理研修会の実施		○	市町村立学校における労働安全衛生体制の整備を推進するため、県内の市町村立学校の管理職員を対象に、体制整備の支援・助言を内容とする研修会を実施します。	【教職員課厚生福利担当】 ・ 県内の市町村立学校の任用1～2年目である管理職員を対象として、県内4会場で研修会を実施しています。
	② 県立学校等安全衛生管理者研修会の実施	○	○	各学校における安全衛生管理活動の充実や、市町村立学校における労働安全衛生体制の整備を推進するため、県立学校の衛生管理者及び市町村教育委員会の担当者を対象に、先進的取組の普及や体制整備の支援・助言を内容とする研修会を実施します。	【教職員課厚生福利担当】 ・ 衛生管理活動の充実等のため、人事委員会等の協力を得て研修会を開催しています。 この研修会において、市町村立学校の労働安全衛生体制の整備について市町村教育委員会担当者と情報交換を行っています。

(2) 心とか らだの 健康対 策	① 長時間勤務者への産業医 による保健指導の強化 拡充	○	・時間外在校等時間が月 80 時間以上の教職員 については、学校から産業医への報告を必須と し、産業医から適切な保健指導を行う体制を確 保します。 ・また、市町村立学校においても同様の取組を 行うよう働きかけを行います。 <本プランにおける発展> 時間外在校等時間が月 100 時間以上の教職員 に加えて、2～6 か月の間における平均時間外 在校等時間が月 80 時間以上の教職員につい ても産業医による保健指導の対象とするよう見直 します。	【教職員課厚生福利担当】 《産業医への報告》 ・時間外勤務時間が月 80 時間以上の教職員、2 か 月間ないし6 か月間の時間外勤務が1 か月あたり 80 時間以上の教職員、健康上の不安を有している 教職員、所属長が保健指導を受けることが適当と 判断した教職員について、学校から産業医へ必須 報告としています。 《産業医による保健指導》 ・時間外勤務時間が月 80 時間以上の教職員、健康 上の不安を有している教職員及び所属長が保健指 導を受けることが適当と判断した教職員につい ては、本人の希望により実施しています。 ・時間外勤務時間が100 時間以上の教職員、2 か月 間ないし6 か月間の時間外勤務が1 か月あたり 80 時間以上の教職員については、必須として実施し ています。 《市町村立学校への働きかけ》 ・県立学校等安全衛生管理者研修の研修資料等に より働きかけを実施しています。
	② 専門医によるメンタルヘ ルス相談窓口の設置	○	○	専門医（精神科医）によるメンタルヘルス相 談窓口を通年で設置し、メンタルヘルスの不調 の早期発見及び症状緩和のための相談体制を確 保します。

4 関連する取組（教員の人材確保）

大項目	具体的取組	対象校種		概要（プラン記載内容）	令和6年度取組状況
		県立	小中		
(1) 教職の 魅力発 信	① 採用説明会の拡充（オンラインガイダンスの実施）	—	—	採用説明会については、訪問形式のみならず、オンライン形式での説明会を行うことなどにより、教員志望者の掘り起こしを行い優秀な人材の確保に努めます。	【教職員課県立人事担当】 ・ 教員採用試験に関するオンラインガイダンスを4月と12月に実施し、計232名が参加
	② ペーパーティーチャーを対象とした説明会の実施 新規	—	—	ペーパーティーチャー（教員免許を保有しているが、現在教職には就いていない者）を対象に、岩手県の教員として働くことの魅力や勤務条件等に関する説明会を実施することにより、教員の確保につなげます。	【教職員課県立人事担当】 ・ ペーパーティーチャー説明会を11～12月にかけて3会場（盛岡・一関・宮古）で実施し、計24名が参加
(2) 受験し やすい 環境整 備	① 電子申請による受験申込 新規	—	—	令和5年度より、教員採用試験について、オンラインでの申し込みを可能とし、利便性を向上させることで、志願者が受験しやすい環境に努めます。	【教職員課県立人事担当】 ・ 令和5年度から、教員採用試験について、オンラインでの申し込みを実施しています。
	② 受験年齢の引上げ	—	—	令和2年度実施の採用試験より、経験豊かな人材の確保のため、受験年齢制限を満49歳以下から満59歳以下に引き上げています。	【教職員課県立人事担当】 ・ 令和2年度実施の採用試験から、受験年齢制限を満49歳以下から満59歳以下に引き上げています。